

# 伊勢崎市原油価格・物価高騰対策事業者支援金 募集要項

## 支援金の概要

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症及び原油価格や物価高騰の影響により、原材料価格や燃料費の高騰の影響を受けながらも、十分な価格転嫁を行えず、経営に深刻な影響を受けている事業者のうち、特に影響の大きい業種を営む事業者を支援することを目的とします。

### 2 対象事業者

本支援金の交付対象事業者は、次の事業者のうち（１）から（９）までのすべての対象要件を満たす事業者とします。

- ・市内に事業所を置き、事業収入を得ている法人及び個人事業主等
- ・令和４年１０月１日における住所地が伊勢崎市内にあるもので、市外で行う経済活動により事業収入を得ている個人事業主等

#### 【対象要件】

- （１）令和４年６月１日以前から事業をおこなっていること。
- （２）申請者が行う主たる事業が、日本標準産業分類における以下のいずれかであること。  
建設業・製造業・運輸業・郵便業・卸売業・小売業・金融業・保険業  
生活関連サービス業・娯楽業・医療・福祉
- （３）売上高または粗利益について、令和３年１１月から令和４年１０月までのいずれかの月の額が、平成３０年１１月以降の任意の同月の額と比較して２０％以上減少していること。  
ただし、令和３年１１月２日以降に開業したものについては、令和３年１１月から令和４年１０月までの任意の１カ月の売上高または粗利益が、当該任意月の直近３ヶ月の売上高または粗利益の平均と比べて２０％以上減少していること。
- （４）自己または自己の団体の役員等が、伊勢崎市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団または同条第４号に規定する暴力団員等でないこと。
- （５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行うものに該当しないこと。
- （６）法人税法に規定する公共法人ではないこと。
- （７）政治団体若しくは宗教上の組織または団体ではないこと。
- （８）支援金交付後も、事業を継続する意思があること。
- （９）国、県または他市区町村が実施する同様の目的の事業による支援金等の交付を受けていないこと。

## 【事業対象者】

区分	定義	具体例
法人	会社法第2条第1号に規定する会社	株式会社（特例有限会社を含む。） 合名会社 合資会社 合同会社
	<u>収益事業を反復継続して行っている非営利団体等</u> ※収益事業とは…本来事業の運営のための費用を得ることを目的として行われる法人税の課税対象となるもの ※売上高・粗利益の減少を判断するのは収益事業による収入のみで、法人税法上の非課税収入を減収の判断の対象とすることはできません	一般社団（財団）法人 公益社団（財団）法人 社会医療法人 医療法人 社会福祉法人 学校法人 特定非営利活動法人 各種士業が設立する法人 等 ※その他の団体につきましてはお問い合わせください。
個人事業主等	自己の判断で独立して事業を行い、 <u>主たる収入が事業収入である個人で確定申告を行っているもの</u>	

※公共法人や法人格を持たない任意団体は対象にはなりません。

## 【事業収入の考え方】

- ・法人の場合  
法人税確定申告書の別表1における「売上金額」欄に記載されるべき収入
- ・個人事業主等の場合
  - ①確定申告書の第一表における「収入金額等」の事業欄（営業等）に記載されるべき収入
  - ②雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を得ている場合は、第一表における「収入金額等」の「雑 業務」、「雑 その他」及び「給与」の欄に記載されるべき収入金額のうち、業務委託契約等収入に該当する収入をいう。

## 3 給付額

1申請者につき **100,000円**

※一つの事業者が複数の店舗を営む場合も、交付は一度限りです。

## 4 申請手続き等

### (1) 申請受付期間

令和4年11月1日（火）から令和4年12月28日（水）まで（当日消印有効）

## (2) 申請書類

本要項に記載の申請書類を提出してください。

申請に必要な書類は、伊勢崎市ホームページからダウンロードできます。

**URL** <https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/keizai/shoko/syoukousinkou/10741.html>

※必要に応じて、書類の追加や訂正を求める場合があります。

※申請書類の返却はいたしかねますのでご注意ください。

## (3) 申請方法

簡易書留など郵送物の追跡が可能な方法により、以下の宛先に郵送してください。

**〒371-0847**

**前橋市大友町3-24-1 ホテル1-2-3前橋マーキュリー内**

**伊勢崎市原油価格・物価高騰支援金事務局**

※封筒の裏面などに差出人の住所・氏名を必ず記入してください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送以外の方法での書類の受付はできません。

## (4) 問い合わせ

本事業の申請に関する問い合わせは、以下のコールセンターまでご連絡ください。

**伊勢崎市原油価格・物価高騰支援金コールセンター**

**電話 0120-679-255(※10月26日(水)開通予定)**

## 5 給付の決定

---

申請書類を受理したのち、その内容を審査し、適正と認められるときは、支援金を順次交付します。

## 6 審査結果の通知

---

申請書類の審査の結果、本支援金を交付する旨の決定をしたときは交付決定通知書により、交付しない旨の決定をしたときは不交付決定通知書により、申請事業者に通知します。

## 7 その他

---

- (1) 本支援金の交付申請の内容に虚偽が認められるなど、不正な手段により支援金の交付を受けたことが判明した場合には、交付の決定が取り消されるとともに、既に支払い済みの支援金を返還する必要があります。
- (2) 本支援金の適切な交付のため、市は他の公的機関（国、県、警察等）に対して情報提供を求める場合があります。また、必要に応じて検査、報告または是正のための措置をとる場合があります。
- (3) 本支援金の申請により市に提出された情報は、事業者の不利益が生じない範囲において、市が実施する商工振興施策に活用する場合があります。

## 交付申請書類

### I 法人の場合

(1) 交付申請書兼誓約書（様式第1号）

(2) 交付請求書（様式第2号）

(3) 振込先口座がわかる通帳等の写し

※金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、振込先名義（カナ）がわかるもの

※インターネットバンキングなどにより通帳が存在しない場合は、電子情報端末に表示された当該口座の情報を印刷し提出することも可とします。

(4) 以下の月の売上高または粗利益が確認できる書類の写し

・売上高または粗利益が減少した月（令和3年11月以降の任意の月）

・売上高または粗利益を比較する対象月（平成30年11月以降の任意の月）

《売上高等が確認できる書類の例》

①当該月を期間に含む法人事業概況説明書

②売上台帳や帳簿など

※経理ソフトから出力したデータ、表計算ソフトにより作成したリスト、手書きの伝票等基本的な事項（対象月、日付商品名販売先取引金額合計等）が記載されている書類であれば様式は問いません。

(5) 直近の法人税確定申告にかかる以下の書類の写し

・確定申告書別表一の控え

・法人事業概況説明書

※收受印、受信通知、税理士印（または税理士署名）のいずれかがあるもの

(6) 現在（履歴）事項証明書または登記簿謄本、抄本等の写し

※発行から3か月以内のもの



## 2 個人事業主等の場合

---

(1) 交付申請書兼誓約書（様式第1号）

(2) 交付請求書（様式第2号）

(3) 振込先口座がわかる通帳等の写し

※金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、振込先名義（カナ氏名）がわかるもの

※インターネットバンキングなどにより通帳が存在しない場合は、電子情報端末に表示された当該口座の情報を印刷し提出することも可とします。

(4) 以下の月の売上高または粗利益が確認できる書類の写し

- ・売上高または粗利益が減少した月（令和3年11月以降の任意の月）
- ・売上高または粗利益を比較する対象月（平成30年11月以降の任意の月）

《売上高等が確認できる書類の例》

①当該月を期間に含む青色申告決算書

②売上台帳や帳簿など

※経理ソフトから出力したデータ、表計算ソフトにより作成したリスト、手書きの伝票等基本的な事項（対象月、日付商品名販売先取引金額合計等）が記載されている書類であれば様式は問いません。

(5) 直近の確定申告にかかる以下の書類のいずれかの写し

- ・確定申告書B第一表及び青色申告決算書（青色申告を行っている人）
- ・確定申告書B第一表及び収支内訳書（白色申告を行っている人）
- ・市民税・県民税申告書（市民税県民税申告を行っている人）

※收受印、受信通知、税理士印（または税理士署名）のいずれかがあるもの

(6) 申請者本人名義の国民健康保険証の写し

(7) 業務委託契約等に基づく収入があったことを証明するいずれかの書類**（該当者のみ）**

- ・業務委託契約書の写し
- ・業務委託契約等契約申立書（参考様式2）

### 【委託契約等に基づく収入があったことを証明する書類の提出が必要な場合】

フリーランスを含む個人事業者の方で、雇用契約によらない、**業務委託契約等に基づく事業活動からの収入**を主たる収入として、税務上の**雑所得または給与所得**で確定申告をしている方については、雑収入または給与所得が業務委託契約に基づくものであることを確認するため、(7)の書類の提出が必要です。

業務委託契約書の写しがない場合は、報酬支払事業者に業務委託契約等契約申立書の作成（報酬支払事業者の記名・押印が必要）を依頼してください。

### 3 新規開業者の場合

令和3年11月2日以降に事業を開始した事業者については、前述の法人または個人事業主等が提出する交付申請書類の（４）及び（５）に代わり、以下の書類を提出してください。

（１）以下の対象月の売上高または粗利益を証明する売上台帳、帳簿等の写し

- ・売上高または粗利益が減少した月（令和3年11月以降の任意の月）
- ・上記売上高等が減少した月の直近3か月分

※経理ソフトから出力したデータ、表計算ソフトにより作成したリスト、手書きの伝票等基本的な事項（対象月、日付商品名販売先取引金額合計等）が記載されている書類であれば様式は問いません。

（２）税務署受付印のある開業届の写し（**個人事業主等のみ**）

※開業日が令和4年6月1日以前で、かつ税務署の受付印が令和4年7月1日以前のもの

#### 【提出する書類の例】

令和4年4月の売上高が、直近の3か月（令和4年1月～3月）の平均と比較して20%以上減少している場合は、**令和4年1月～4月の売上台帳、帳簿等の写し**を提出していただきます。

対象月	売上		減少率
令和4年4月	150,000		△50.00%
令和4年3月	600,000	【平均】 300,000	
令和4年2月	200,000		
令和4年1月	100,000		

#### 4 対象月の売上高を確認する書類がない場合の特例

---

(1) 白色申告または市民税・県民税申告を行っている場合

白色申告または市民税・県民税申告を行っている場合、**申告した年間の売上高を12で割った数**を各月の売上高とみなすことができます。白色申告書の収支内訳書または、市民税・県民税申告書の売上高を12で割ったみなし売上高を用いて、売上高が20%以上減少していることが確認できれば、対象月の売上高が確認できる売上台帳や帳簿の写しの提出は不要とします。

(2) 「支給要件確認月の売上高又は粗利益を証明する書類（参考様式1）」を用いる場合

売上高または粗利益を証明する書類が一切用意できない場合、「**支給要件確認月の売上高又は粗利益を証明する書類(参考様式1)**」を用いて、売上高等が減少していることを自己申告することができます。ただし、申請内容に疑義がある場合には詳細を確認し、虚偽の申告と認められた場合には、支援金の不支給を決定したり、交付済みの支援金の返還を求めたりする場合があります。

# 申請書記入例

**【注意】消せるボールペンのご利用いただけません。黒または青のボールペンをご利用ください。**

## (1) 交付申請書兼誓約書（様式第1号）

(様式第1号)

**1** 令和 4 年 11 月 1 日

原油価格・物価高騰対策事業者支援金交付申請書兼誓約書

(宛先) 伊勢崎市長

原油価格・物価高騰対策事業者支援金の交付に関して、関係書類を添えて次のとおり申請します。また、誓約事項について誓約または同意します。

1 申請事業者

法人)所在地 個人)住所地	〒 372 - 0000 伊勢崎市〇〇町〇〇番地		
法人)代表者 個人)氏名	株式会社くわまる建設 代表取締役 伊勢崎 太郎		
連絡先	担当者	伊勢崎 花子	電話番号 0270-00-0000

2 市内事業所又は店舗(市外で経営活動している個人事業主は市外事業所又は店舗)

所在地	伊勢崎市△△町××番地		
名称	くわまる建設伊勢崎店	電話番号	0270-00-0000
事業開始時期	昭和60年 1月		
主たる業種	<input checked="" type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <small>※該当する業種に☑を入れ、以下に具体的な事業内容を記載してください。</small>		
具体的な事業内容	住宅の新増改築工事		

3 交付申請額 100,000円

4 売上高(粗利益)の比較 ※(A)は平成30年11月～令和3年10月のうち任意の月、(B)は令和3年11月以降の(A)と同じ月

(A)比較対象月の売上高又は粗利益 令和2年 3月分	(B)売上高等減少月の売上高又は粗利益 令和 4年 3月分	減少率 (A-B)/A
2,100,000 円	1,500,000 円	28.57 %

※減少率は、小数第2位まで記入してください。(例)23.45%

◆新規開業者用 ※(A)は(B)の直近3箇月の平均売上高(粗利益)、(B)は令和3年11月以降の任意の月の売上高(粗利益)

(A)比較対象期間の売上高又は粗利益 年 月～ 年 月(3箇月平均)	(B)売上高等減少月の売上高又は粗利益 令和 年 月分	減少率 (A-B)/A
円	円	%

※減少率は、小数第2位まで記入してください。(例)23.45%

**①**申請書を作成した日付(11/1)以降を**和暦**で記入してください。

**②**申請者の情報を記入してください。

### 法人の場合

法人所在地、法人名および代表者職氏名、連絡先

### 個人の場合

個人の住所地、氏名、連絡先

※連絡先は、申請内容について問い合わせする場合がありますので、必ず**日中に連絡がつく番号**を記入してください。

**③**事業所または店舗の所在地、名称・電話番号・事業開始時期を記入してください。

※事業開始時期はおおよそで構いません。

**④**主たる業種にチェックをつけて、具体的な事業内容を記入してください

※対象業種は、14ページ以降の対象業種一覧からご確認ください。

**⑤**売上高または粗利益が20%以上減少していることを確認するために用いた以下の月の売上高または粗利益を入力してください。

(A) 平成30年11月～令和3年10月のうち任意の月


(B) 令和3年11月以降の(A)と同じ月

また、(A)と(B)を比較した減少率を小数点第2位まで(第3位以下は切り捨て)記入してください。

※法人事業概況報告書や青色申告決算書、売上台帳等から正確な数字を記入してください。

(2) 交付請求書 (様式第2号)

(様式第2号)


**4**  **1** 令和一年一月一日

原油価格・物価高騰対策事業者支援金交付請求書

(宛先) 伊勢崎市長

次のとおり原油価格・物価高騰対策事業者支援金を請求します。

1 申請事業者

法人)所在地 個人)住所地	伊勢崎市〇〇町〇〇番地	<b>4</b>  法人は代表者印
法人)名称 法人)代表者)氏名	株式会社くわまる建設 代表取締役 伊勢崎 太郎	
個人)氏名		

2 対象事業名 原油価格・物価高騰対策事業者支援金事業

3 交付請求額 100,000円

4 振込口座

金融機関名	くわまる銀行	金融機関コード	980
本・支店名	本店	本・支店コード	001
種別	普通・当座	口座番号	111111
口座名義人 (カナ)	カ)クワマルケンセツ ※カタカナで記入してください		

※ 振込口座は必ず申請者の口座情報を御記入ください。申請者以外のお振込みできません。(法人の場合は当該法人名義のもの)

※ 振込口座の情報は誤りのないよう記載してください。誤りがあった場合は確認等を行うため、指定振込日に振り込めない場合があります。

**①**日付は交付が決定した日を市が記入するので、**空欄のまま**にしてください。

**②**申請者の情報を記入してください。(申請書兼誓約書と同一になります。)

**法人の場合**  
法人所在地、法人名および代表者職氏名

**個人の場合**  
個人の住所地、氏名

**③**振込口座の情報を記入してください。振込先に指定できる口座については以下のとおりです。






**法人の場合**  
**法人名義**の口座

**個人の場合**  
**個人名義**または**屋号+個人名**の名義の口座

※口座名義人は通帳を1枚開いたページに記載のある**カタカナの名義**を正確に記入してください。

※金融機関・支店コードはインターネットなどで検索できます。

**④**申請事業者の欄及び欄外の捨印を押印してください。押印に使用する印鑑は以下を参考にしてください。必ず朱肉を使う印鑑を使用し、シャチハタは使わないでください。

区分	申請者名義人	印鑑
個人事業主	伊勢崎 花子	  など
法人	伊勢崎レストランツホールディングス(株) 代表取締役 山田 太郎	 または  

※法人代表者印がない場合は、社判+代表者の認印でも構いません。



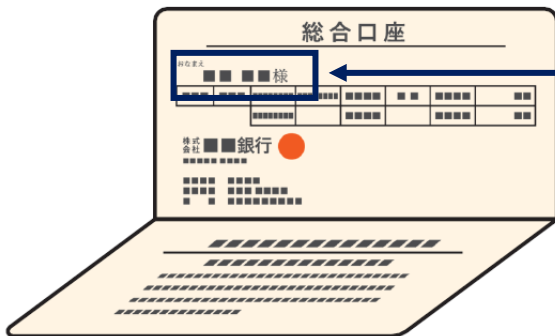


# 添付書類

(1) 振込先口座がわかる通帳等の写し (法人・個人事業主)

通帳を開いた**カタカナで口座名義人が記載されているページ**のコピーを提出してください。

●通帳を開いた1・2ページ目



口座名義人はこちらの記載されている**カタカナ表記**のとおり記入してください。  
※通帳表面の記載と異なることがありますのでご注意ください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、**電子通帳等の画面等の画像**を添付してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を添付してください。

※**ゆうちょ銀行の口座**を指定する場合は、下記の注意事項を参照してください。

**ゆうちょ銀行の記号・番号**  
ご入金・ご出金・ゆうちょ銀行口座間の振替は、これまでどおりこの記号・番号をご使用ください。

~~記号 番号~~  
~~11960 123456~~  
おなまえ  
**ユウセイ タロウ 様**

【通帳・カードを「盗難」または「紛失」された場合は、すでにカード紛失センターまたはお近くのゆうちょ銀行・郵便局へご連絡ください。盗難・紛失された通帳・カードでのお取引を停止します。】 **カード紛失センター 0120-794889**

ご利用機能: 振替口座開設  残高 通常貯金ご利用の上限額 13,000,000円

キャッシュ  ベース 代理人カード  デビット  ビズ

定額定期  貸付付 両替等自動貸付付

**振込用の店名・預金種目・口座番号**  
他の金融機関から振込を受ける際は、こちらの店名・預金種目・口座番号をお振込人さまにお知らせください。(窓口に通帳をお持ちいただいた際に、この部分を記載いたします。)

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください  
【店名】一九八 (読み イチキユウハチ)  
【店番】198【預金種目】普通預金【口座番号】0123456

こちらの口座番号は絶対に記入しないでください。**振込ができません。**

必ずこちらの口座番号を記入してください。



(2) 国民健康保険証の写し（個人事業主のみ）

国民健康保険証の表面のコピーをご提出ください。

**有効期限内**であることをご確認ください。  
 ※有効期限が切れている場合、再提出をお願いする場合があります。

※国民健康保険証の写しを提出できない場合は、**運転免許証(両面)**や**マイナンバーカード(表面)**の写しをご提出ください。

(3) 現在（履歴）事項証明書または登記簿謄本、抄本等の写し（法人のみ）

申請日を基準として、**発行から3か月以内**のものをご提出ください。  
 ※発行日が記載された面を含む、すべてのページの写しをご提出ください。

(4) 直近の確定申告の写し

①法人の場合

- ・確定申告書別表一

- ・法人事業概況説明書 (両面)

②個人事業主の場合

【青色申告を行っている個人】

- ・確定申告書B第一表

- ・青色申告決算書 (1・2ページ)

【白色申告を行っている個人】

・確定申告書B第一表

・収支内訳書 (1・2ページ)

【市民税・申告を行っている個人】

・市民税・県民税申告書 (両面)

※市民税・県民税申告書の写しを受け取っていない、紛失した場合は、市役所市民税課の窓口  
に、免許証などの身分証明書を持参することで再交付を受けることができます。

# 対象業種

対象業種一覧

業種	項目名
建設業	<b>総合工事業</b>
	一般土木建築工事業 土木工事業(別掲を除く) 造園工事業 しゅんせつ工事業 舗装工事業 建築工事業(木造建築工事業を除く) 木造建築工事業 建築リフォーム工事業
	<b>職別工事業(設備工事業を除く)</b>
	大工工事業(型枠大工工事業を除く) 型枠大工工事業 とび工事業 土工・コンクリート工事業 特殊コンクリート工事業 鉄骨工事業 鉄筋工事業 石工工事業 れんが工事業 タイル工事業 コンクリートブロック工事業 左官工事業 金属製屋根工事業 板金工事業 建築金物工事業 塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く) 道路標示・区画線工事業 床工事業 内装工事業 ガラス工事業 金属製建具工事業 木製建具工事業 屋根工事業(金属製屋根工事業を除く) 防水工事業 はつり・解体工事業 他に分類されない職別工事業
	<b>設備工事業</b>
	一般電気工事業 電気配線工事業 電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く) 有線テレビジョン放送設備設置工事業 信号装置工事業 一般管工事業 冷暖房設備工事業 給排水・衛生設備工事業 その他の管工事業 機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く)



対象業種一覧

業種	項目名
	昇降設備工事業
	築炉工事業
	熱絶縁工事業
	道路標識設置工事業
	さく井工事業
製造業	<b>食料品製造業</b>
	部分肉・冷凍肉製造業
	肉加工品製造業
	処理牛乳・乳飲料製造業
	乳製品製造業（処理牛乳，乳飲料を除く）
	その他の畜産食料品製造業
	水産缶詰・瓶詰製造業
	海藻加工業
	水産練製品製造業
	塩干・塩蔵品製造業
	冷凍水産物製造業
	冷凍水産食品製造業
	その他の水産食料品製造業
	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）
	野菜漬物製造業（缶詰，瓶詰，つぼ詰を除く）
	味そ製造業
	しょう油・食用アミノ酸製造業
	ソース製造業
	食酢製造業
	その他の調味料製造業
	砂糖製造業（砂糖精製業を除く）
	砂糖精製業
	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業
	精米・精麦業
	小麦粉製造業
	その他の精穀・製粉業
	パン製造業
	生菓子製造業
	ビスケット類・干菓子製造業
	米菓製造業
	その他のパン・菓子製造業
	動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）
	食用油脂加工業
	でんぷん製造業
	めん類製造業
	豆腐・油揚製造業
	あん類製造業
	冷凍調理食品製造業
	そう（惣）菜製造業
	すし・弁当・調理パン製造業
	レトルト食品製造業
他に分類されない食料品製造業	

対象業種一覧

業種	項目名
	<b>飲料・たばこ・飼料製造業</b>
	清涼飲料製造業
	果実酒製造業
	ビール類製造業
	清酒製造業
	蒸留酒・混成酒製造業
	製茶業
	コーヒー製造業
	製氷業
	たばこ製造業（葉たばこ処理業を除く）
	葉たばこ処理業
	配合飼料製造業
	単体飼料製造業
	有機質肥料製造業
	<b>繊維工業</b>
	製糸業
	化学繊維製造業
	炭素繊維製造業
	綿紡績業
	化学繊維紡績業
	毛紡績業
	ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く）
	かさ高加工糸製造業
	その他の紡績業
	綿・スフ織物業
	絹・人絹織物業
	毛織物業
	麻織物業
	細幅織物業
	その他の織物業
	丸編ニット生地製造業
	たて編ニット生地製造業
横編ニット生地製造業	
綿・スフ・麻織物機械染色業	
絹・人絹織物機械染色業	
毛織物機械染色整理業	
織物整理業	
織物手加工染色整理業	
綿状繊維・糸染色整理業	
ニット・レース染色整理業	
繊維雑品染色整理業	
綱製造業	
漁網製造業	
綱地製造業（漁網を除く）	
レース製造業	
組ひも製造業	
整毛業	

対象業種一覧

業種	項目名	
	フェルト・不織布製造業	
	上塗りした織物・防水した織物製造業	
	その他の繊維粗製品製造業	
	織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）	
	織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）	
	織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）	
	織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く）	
	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・校服製造業（不織布製及びレース製を含む）	
	ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類などを除く）	
	ニット製アウターシャツ類製造業	
	セーター類製造業	
	その他の外衣・シャツ製造業	
	織物製下着製造業	
	ニット製下着製造業	
	織物製・ニット製寝着類製造業	
	補整着製造業	
	和装製品製造業（足袋を含む）	
	ネクタイ製造業	
	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業	
	靴下製造業	
	手袋製造業	
	帽子製造業（帽体を含む）	
	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業	
	寝具製造業	
	毛布製造業	
	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業	
	帆布製品製造業	
	繊維製袋製造業	
	刺しゅう業	
	タオル製造業	
	繊維製衛生材料製造業	
	他に分類されない繊維製品製造業	
		<b>木材・木製品製造業（家具を除く）</b>
		一般製材業
	単板（ベニヤ）製造業	
	木材チップ製造業	
	その他の特殊製材業	
	造作材製造業（建具を除く）	
	合板製造業	
	集成材製造業	
	建築用木製組立材料製造業	
	パーティクルボード製造業	
	繊維板製造業	
	銘木製造業	
	床板製造業	
	竹・とう・きりゅう等容器製造業	
	木箱製造業	



対象業種一覧

業種	項目名	
	たる・おけ製造業	
	木材薬品処理業	
	コルク加工基礎資材・コルク製品製造業	
	他に分類されない木製品製造業(竹, とうを含む)	
	<b>家具・装備品製造業</b>	
	木製家具製造業（漆塗りを除く）	
	金属製家具製造業	
	マットレス・組スプリング製造業	
	宗教用具製造業	
	建具製造業	
	事務所用・店舗用装備品製造業	
	窓用・扉用日よけ, 日本びょうぶ等製造業	
	鏡縁・額縁製造業	
	他に分類されない家具・装備品製造業	
	<b>パルプ・紙・紙加工品製造業</b>	
	パルプ製造業	
	洋紙製造業	
	板紙製造業	
	機械すき和紙製造業	
	手すき和紙製造業	
	塗工紙製造業（印刷用紙を除く）	
	段ボール製造業	
	壁紙・ふすま紙製造業	
	事務用・学用紙製品製造業	
日用紙製品製造業		
その他の紙製品製造業		
重包装紙袋製造業		
角底紙袋製造業		
段ボール箱製造業		
紙器製造業		
その他のパルプ・紙・紙加工品製造業		
<b>印刷・関連業</b>		
オフセット印刷業（紙に対するもの）		
オフセット印刷以外の印刷業（紙に対するもの）		
紙以外の印刷業		
製版業		
製本業		
印刷物加工業		
印刷関連サービス業		
<b>化学工業</b>		
窒素質・りん酸質肥料製造業		
複合肥料製造業		
その他の化学肥料製造業		
ソーダ工業		
無機顔料製造業		
圧縮ガス・液化ガス製造業		
塩製造業		

対象業種一覧

業種	項目名	
	その他の無機化学工業製品製造業	
	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）	
	脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）	
	発酵工業	
	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	
	プラスチック製造業	
	合成ゴム製造業	
	その他の有機化学工業製品製造業	
	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	
	石けん・合成洗剤製造業	
	界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）	
	塗料製造業	
	印刷インキ製造業	
	洗剤・磨剤製造業	
	ろうそく製造業	
	医薬品原薬製造業	
	医薬品製剤製造業	
	生物学的製剤製造業	
	生薬・漢方製剤製造業	
	動物用医薬品製造業	
	仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む）	
	頭髪用化粧品製造業	
	その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業	
	火薬類製造業	
	農薬製造業	
	香料製造業	
	ゼラチン・接着剤製造業	
	写真感光材料製造業	
	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	
	試薬製造業	
	他に分類されない化学工業製品製造業	
		<b>石油製品・石炭製品製造業</b>
		石油精製業
		潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）
		コークス製造業
		舗装材料製造業
		その他の石油製品・石炭製品製造業
		<b>プラスチック製品製造業（別掲を除く）</b>
		プラスチック板・棒製造業
		プラスチック管製造業
		プラスチック継手製造業
		プラスチック異形押出製品製造業
		プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
		プラスチックフィルム製造業
		プラスチックシート製造業
	プラスチック床材製造業	
	合成皮革製造業	

対象業種一覧

業種	項目名	
	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業	
	電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）	
	輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）	
	その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）	
	工業用プラスチック製品加工業	
	軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む）	
	硬質プラスチック発泡製品製造業	
	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業	
	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業	
	発泡・強化プラスチック製品加工業	
	プラスチック成形材料製造業	
	廃プラスチック製品製造業	
	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業	
	プラスチック製容器製造業	
	他に分類されないプラスチック製品製造業	
	他に分類されないプラスチック製品加工業	
	<b>ゴム製品製造業</b>	
		自動車タイヤ・チューブ製造業
その他のタイヤ・チューブ製造業		
ゴム製履物・同附属品製造業		
プラスチック製履物・同附属品製造業		
ゴムベルト製造業		
ゴムホース製造業		
工業用ゴム製品製造業		
ゴム引布・同製品製造業		
医療・衛生用ゴム製品製造業		
ゴム練生地製造業		
更生タイヤ製造業		
再生ゴム製造業		
他に分類されないゴム製品製造業		
<b>なめし革・同製品・毛皮製造業</b>		
	なめし革製造業	
	工業用革製品製造業（手袋を除く）	
	革製履物用材料・同附属品製造業	
	革製履物製造業	
	革製手袋製造業	
	かばん製造業	
	袋物製造業（ハンドバッグを除く）	
	ハンドバッグ製造業	
	毛皮製造業	
	その他のなめし革製品製造業	
<b>窯業・土石製品製造業</b>		
	板ガラス製造業	
	板ガラス加工業	
	ガラス製加工素材製造業	
	ガラス容器製造業	
	理化学用・医療用ガラス器具製造業	

対象業種一覧

業種	項目名
	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業
	ガラス繊維・同製品製造業
	その他のガラス・同製品製造業
	セメント製造業
	生コンクリート製造業
	コンクリート製品製造業
	その他のセメント製品製造業
	粘土かわら製造業
	普通れんが製造業
	その他の建設用粘土製品製造業
	衛生陶器製造業
	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
	陶磁器製置物製造業
	電気用陶磁器製造業
	理化学用・工業用陶磁器製造業
	陶磁器製タイル製造業
	陶磁器絵付業
	陶磁器用はい（坏）土製造業
	その他の陶磁器・同関連製品製造業
	耐火れんが製造業
	不定形耐火物製造業
	その他の耐火物製造業
	炭素質電極製造業
	その他の炭素・黒鉛製品製造業
	研磨材製造業
	研削と石製造業
	研磨布紙製造業
	その他の研磨材・同製品製造業
	砕石製造業
	再生骨材製造業
	人工骨材製造業
	石工品製造業
	けいそう土・同製品製造業
	鉱物・土石粉碎等処理業
	ロックウール・同製品製造業
	石こう（膏）製品製造業
	石灰製造業
	鋳型製造業（中子を含む）
	他に分類されない窯業・土石製品製造業
	<b>鉄鋼業</b>
	高炉による製鉄業
	高炉によらない製鉄業
	フェロアロイ製造業
	製鋼・製鋼圧延業
	熱間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）
冷間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）	
	冷間ロール成型形鋼製造業

対象業種一覧

業種	項目名	
	鋼管製造業	
	伸鉄業	
	磨棒鋼製造業	
	引抜鋼管製造業	
	伸線業	
	その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）	
	亜鉛鉄板製造業	
	その他の表面処理鋼材製造業	
	鋳鉄铸件製造業（鋳鉄管，可鍛鋳鉄を除く）	
	可鍛鋳鉄製造業	
	鋳鋼製造業	
	鍛工品製造業	
	鍛鋼製造業	
	鉄鋼シャースリット業	
	鉄スクラップ加工処理業	
	鋳鉄管製造業	
	他に分類されない鉄鋼業	
	<b>非鉄金属製造業</b>	
	銅第1次製錬・精製業	
	亜鉛第1次製錬・精製業	
	その他の非鉄金属第1次製錬・精製業	
	鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）	
	アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）	
	その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）	
	伸銅品製造業	
アルミニウム・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）		
その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）		
電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）		
光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）		
銅・同合金铸件製造業（ダイカストを除く）		
非鉄金属铸件製造業（銅・同合金铸件及びダイカストを除く）		
アルミニウム・同合金ダイカスト製造業		
非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）		
非鉄金属鍛造品製造業		
核燃料製造業		
他に分類されない非鉄金属製造業		
<b>金属製品製造業</b>		
ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業		
洋食器製造業		
機械刃物製造業		
利器工匠具・手道具製造業（やすり，のこぎり，食卓用刃物を除く）		
作業工具製造業		
手引のこぎり・のこ刃製造業		
農業用器具製造業（農業用機械を除く）		
その他の金物類製造業		
配管工用附属品製造業（バルブ，コックを除く）		
ガス機器・石油機器製造業		

対象業種一覧

業種	項目名		
	温風・温水暖房装置製造業		
	その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）		
	鉄骨製造業		
	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）		
	金属製サッシ・ドア製造業		
	鉄骨系プレハブ住宅製造業		
	建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）		
	製缶板金業		
	アルミニウム・同合金プレス製品製造業		
	金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）		
	粉末や金製品製造業		
	金属製品塗装業		
	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）		
	金属彫刻業		
	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）		
	金属熱処理業		
	その他の金属表面処理業		
	くぎ製造業		
	その他の金属線製品製造業		
	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業		
	金庫製造業		
	金属製スプリング製造業		
	他に分類されない金属製品製造業		
	<b>はん用機械器具製造業</b>		
		ボイラ製造業	
		蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）	
		はん用内燃機関製造業	
		その他の原動機製造業	
		ポンプ・同装置製造業	
		空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業	
		油圧・空圧機器製造業	
		動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）	
		エレベータ・エスカレータ製造業	
		物流運搬設備製造業	
		工業窯炉製造業	
		冷凍機・温湿調整装置製造業	
		消火器具・消火装置製造業	
		弁・同附属品製造業	
		パイプ加工・パイプ附属品加工業	
		玉軸受・ころ軸受製造業	
		ピストンリング製造業	
		他に分類されないはん用機械・装置製造業	
		各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）	
		<b>生産用機械器具製造業</b>	
			農業用機械製造業（農業用器具を除く）
			建設機械・鉱山機械製造業
化学繊維機械・紡績機械製造業			

対象業種一覧

業種	項目名	
	製織機械・編組機械製造業	
	染色整理仕上機械製造業	
	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業	
	縫製機械製造業	
	食品機械・同装置製造業	
	木材加工機械製造業	
	パルプ装置・製紙機械製造業	
	印刷・製本・紙工機械製造業	
	包装・荷造機械製造業	
	鋳造装置製造業	
	化学機械・同装置製造業	
	プラスチック加工機械・同附属装置製造業	
	金属工作機械製造業	
	金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）	
	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）	
	機械工具製造業（粉末や金業を除く）	
	半導体製造装置製造業	
	フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	
	金属用金型・同部分品・附属品製造業	
	非金属用金型・同部分品・附属品製造業	
	真空装置・真空機器製造業	
	ロボット製造業	
	他に分類されない生産用機械・同部分品製造業	
	<b>業務用機械器具製造業</b>	
		複写機製造業
		その他の事務用機械器具製造業
		サービス用機械器具製造業
		娯楽用機械製造業
		自動販売機製造業
		その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業
		体積計製造業
		はかり製造業
		圧力計・流量計・液面計等製造業
	精密測定器製造業	
	分析機器製造業	
	試験機製造業	
	測量機械器具製造業	
	理化学機械器具製造業	
	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	
	医療用機械器具製造業	
	歯科用機械器具製造業	
	医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）	
	歯科材料製造業	
	顕微鏡・望遠鏡等製造業	
	写真機・映画用機械・同附属品製造業	
	光学機械用レンズ・プリズム製造業	
	武器製造業	



対象業種一覧

業種	項目名
	<b>電子部品・デバイス・電子回路製造業</b>
	電子管製造業
	光電変換素子製造業
	半導体素子製造業（光電変換素子を除く）
	集積回路製造業
	液晶パネル・フラットパネル製造業
	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業
	音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業
	コネクタ・スイッチ・リレー製造業
	半導体メモリメディア製造業
	光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業
	電子回路基板製造業
	電子回路実装基板製造業
	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業
	その他のユニット部品製造業
	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
	<b>電気機械器具製造業</b>
	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業
	変圧器類製造業（電子機器用を除く）
	電力開閉装置製造業
	配電盤・電力制御装置製造業
	配線器具・配線附属品製造業
	電気溶接機製造業
	内燃機関電装品製造業
	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）
	ちゅう房機器製造業
	空調・住宅関連機器製造業
	衣料衛生関連機器製造業
	その他の民生用電気機械器具製造業
	電球製造業
	電気照明器具製造業
	蓄電池製造業
	一次電池（乾電池、湿電池）製造業
	X線装置製造業
医療用電子応用装置製造業	
その他の電子応用装置製造業	
電気計測器製造業（別掲を除く）	
工業計器製造業	
医療用計測器製造業	
その他の電気機械器具製造業	
<b>情報通信機械器具製造業</b>	
有線通信機械器具製造業	
携帯電話機・P運輸業S電話機製造業	
無線通信機械器具製造業	
ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	
交通信号保安装置製造業	
その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	

対象業種一覧

業種	項目名	
	ビデオ機器製造業	
	デジタルカメラ製造業	
	電気音響機械器具製造業	
	電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）	
	パーソナルコンピュータ製造業	
	外部記憶装置製造業	
	印刷装置製造業	
	表示装置製造業	
	その他の附属装置製造業	
	<b>輸送用機械器具製造業</b>	
	自動車製造業（二輪自動車を含む）	
	自動車車体・附属車製造業	
	自動車部分品・附属品製造業	
	鉄道車両製造業	
	鉄道車両用部分品製造業	
	船舶製造・修理業	
	船体ブロック製造業	
	舟艇製造・修理業	
	船用機関製造業	
	航空機製造業	
	航空機用原動機製造業	
	その他の航空機部分品・補助装置製造業	
	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業	
	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	
	自転車・同部分品製造業	
	他に分類されない輸送用機械器具製造業	
	<b>その他の製造業</b>	
	貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業	
	貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業	
	その他の貴金属製品製造業	
	装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）	
	造花・装飾用羽毛製造業	
	ボタン製造業	
針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業		
その他の装身具・装飾品製造業		
時計・同部分品製造業		
ピアノ製造業		
その他の楽器・楽器部品・同材料製造業		
娯楽用具・がん具製造業（人形を除く）		
人形製造業		
運動用具製造業		
万年筆・ペン類・鉛筆製造業		
毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く）		
その他の事務用品製造業		
漆器製造業		
麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業		
畳製造業		

対象業種一覧

業種	項目名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>うちわ・扇子・ちょうちん製造業</li> <li>ほうき・ブラシ製造業</li> <li>喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）</li> <li>その他の生活雑貨製品製造業</li> <li>煙火製造業</li> <li>看板・標識機製造業</li> <li>パレット製造業</li> <li>モデル・模型製造業</li> <li>工業用模型製造業</li> <li>情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）</li> <li>眼鏡製造業（枠を含む）</li> <li>他に分類されないその他の製造業</li> </ul>
<b>運輸業・郵便業</b>	<b>鉄道業</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通鉄道業</li> <li>軌道業</li> <li>地下鉄道業</li> <li>モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）</li> <li>案内軌条式鉄道業（地下鉄道業を除く）</li> <li>鋼索鉄道業</li> <li>索道業</li> <li>その他の鉄道業</li> </ul>
	<b>道路旅客運送業</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般乗合旅客自動車運送業</li> <li>一般乗用旅客自動車運送業</li> <li>一般貸切旅客自動車運送業</li> <li>特定旅客自動車運送業</li> <li>他に分類されない道路旅客運送業</li> </ul>
	<b>道路貨物運送業</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）</li> <li>特別積合せ貨物運送業</li> <li>特定貨物自動車運送業</li> <li>貨物軽自動車運送業</li> <li>集配利用運送業</li> <li>その他の道路貨物運送業</li> </ul>
	<b>水運業</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>外航旅客海運業</li> <li>外航貨物海運業</li> <li>沿海旅客海運業</li> <li>沿海貨物海運業</li> <li>港湾旅客海運業</li> <li>河川水運業</li> <li>湖沼水運業</li> <li>船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）</li> <li>内航船舶貸渡業</li> </ul>
	<b>航空運輸業</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空運送業</li> <li>航空機使用業（航空運送業を除く）</li> </ul>

対象業種一覧

業種	項目名
	<b>倉庫業</b>
	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）
	冷蔵倉庫業
	<b>運輸に附帯するサービス業</b>
	港湾運送業
	利用運送業（集配利用運送業を除く）
	運送取次業
	運送代理店
	こん包業（組立こん包業を除く）
	組立こん包業
	鉄道施設提供業
	道路運送固定施設業
	自動車ターミナル業
	貨物荷扱固定施設業
棧橋泊ぎよ業	
飛行場業	
海運仲立業	
他に分類されない運輸に附帯するサービス業	
<b>郵便業（信書便事業を含む）</b>	
郵便業（信書便事業を含む）	
<b>卸売業・小売業</b>	<b>各種商品卸売業</b>
	自家用倉庫
	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
	各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）
	その他の各種商品卸売業
	<b>繊維・衣服等卸売業</b>
	自家用倉庫
	繊維原料卸売業
	糸卸売業
	織物卸売業（室内装飾繊維品を除く）
	男子服卸売業
	婦人・子供服卸売業
	下着類卸売業
	その他の衣服卸売業
	寝具類卸売業
	靴・履物卸売業
	かばん・袋物卸売業
	その他の身の回り品卸売業
	<b>飲食料品卸売業</b>
自家用倉庫	
米麦卸売業	
雑穀・豆類卸売業	
野菜卸売業	
果実卸売業	
食肉卸売業	
生鮮魚介卸売業	
その他の農畜産物・水産物卸売業	

対象業種一覧

業種	項目名	
	砂糖・味そ・しょう油卸売業	
	酒類卸売業	
	乾物卸売業	
	菓子・パン類卸売業	
	飲料卸売業（別掲を除く）	
	茶類卸売業	
	牛乳・乳製品卸売業	
	その他の食料・飲料卸売業	
	<b>建築材料、鉱物・金属材料等卸売業</b>	
	自家用倉庫	
	木材・竹材卸売業	
	セメント卸売業	
	板ガラス卸売業	
	建築用金属製品卸売業（建築用金物を除く）	
	その他の建築材料卸売業	
	塗料卸売業	
	プラスチック卸売業	
	その他の化学製品卸売業	
	石油卸売業	
	鉱物卸売業（石油を除く）	
	鉄鋼粗製品卸売業	
	鉄鋼一次製品卸売業	
	その他の鉄鋼製品卸売業	
非鉄金属地金卸売業		
非鉄金属製品卸売業		
空瓶・空缶等空容器卸売業		
鉄スクラップ卸売業		
非鉄金属スクラップ卸売業		
古紙卸売業		
その他の再生資源卸売業		
<b>機械器具卸売業</b>		
自家用倉庫		
農業用機械器具卸売業		
建設機械・鉱山機械卸売業		
金属加工機械卸売業		
事務用機械器具卸売業		
その他の産業機械器具卸売業		
自動車卸売業（二輪自動車を含む）		
自動車部分品・附属品卸売業（中古品を除く）		
自動車中古部品卸売業		
家庭用電気機械器具卸売業		
電気機械器具卸売業（家庭用電気機械器具を除く）		
輸送用機械器具卸売業（自動車を除く）		
計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業		
医療用機械器具卸売業（歯科用機械器具を含む）		
<b>その他の卸売業</b>		
自家用倉庫		

対象業種一覧

業種	項目名	
	家具・建具卸売業	
	荒物卸売業	
	畳卸売業	
	室内装飾繊維品卸売業	
	陶磁器・ガラス器卸売業	
	その他のじゅう器卸売業	
	医薬品卸売業	
	医療用品卸売業	
	化粧品卸売業	
	合成洗剤卸売業	
	紙卸売業	
	紙製品卸売業	
	金物卸売業	
	肥料・飼料卸売業	
	スポーツ用品卸売業	
	娯楽用品・がん具卸売業	
	たばこ卸売業	
	ジュエリー製品卸売業	
	書籍・雑誌卸売業	
	代理商、仲立業	
	他に分類されないその他の卸売業	
	<b>各種商品小売業</b>	
		自家用倉庫
		百貨店、総合スーパー
		その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
<b>織物・衣服・身の回り品小売業</b>		
	自家用倉庫	
	呉服・服地小売業	
	寝具小売業	
	男子服小売業	
	婦人服小売業	
	子供服小売業	
	靴小売業	
	履物小売業（靴を除く）	
	かばん・袋物小売業	
	下着類小売業	
	洋品雑貨・小間物小売業	
	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業	
<b>飲食品小売業</b>		
	自家用倉庫	
	各種食料品小売業	
	野菜小売業	
	果実小売業	
	食肉小売業（卵、鳥肉を除く）	
	卵・鳥肉小売業	
	鮮魚小売業	
	酒小売業	

対象業種一覧

業種	項目名	
	菓子小売業（製造小売）	
	菓子小売業（製造小売でないもの）	
	パン小売業（製造小売）	
	パン小売業（製造小売でないもの）	
	コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）	
	牛乳小売業	
	飲料小売業（別掲を除く）	
	茶類小売業	
	料理品小売業	
	米穀類小売業	
	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	
	乾物小売業	
	他に分類されない飲食料品小売業	
	<b>機械器具小売業</b>	
	自家用倉庫	
	自動車（新車）小売業	
	中古自動車小売業	
	自動車部分品・附属品小売業	
	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）	
	自転車小売業	
	電気機械器具小売業（中古品を除く）	
	電気事務機械器具小売業（中古品を除く）	
	中古電気製品小売業	
	その他の機械器具小売業	
	<b>その他の小売業</b>	
	自家用倉庫	
	家具小売業	
	建具小売業	
	畳小売業	
	宗教用具小売業	
	金物小売業	
荒物小売業		
陶磁器・ガラス器小売業		
他に分類されないじゅう器小売業		
ドラッグストア		
医薬品小売業（調剤薬局を除く）		
調剤薬局		
化粧品小売業		
農業用機械器具小売業		
苗・種子小売業		
肥料・飼料小売業		
ガソリンスタンド		
燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）		
書籍・雑誌小売業（古本を除く）		
古本小売業		
新聞小売業		
紙・文房具小売業		



対象業種一覧

業種	項目名
	スポーツ用品小売業
	がん具・娯楽用品小売業
	楽器小売業
	写真機・写真材料小売業
	時計・眼鏡・光学機械小売業
	ホームセンター
	たばこ・喫煙具専門小売業
	花・植木小売業
	建築材料小売業
	ジュエリー製品小売業
	ペット・ペット用品小売業
	骨とう品小売業
	中古品小売業（骨とう品を除く）
	他に分類されないその他の小売業
	<b>無店舗小売業</b>
	自家用倉庫
	無店舗小売業（各種商品小売）
	無店舗小売業（織物・衣服・身の回り品小売）
	無店舗小売業（飲食品小売）
	無店舗小売業（機械器具小売）
無店舗小売業（その他の小売）	
自動販売機による小売業	
その他の無店舗小売業	
<b>金融業・保険業</b>	<b>銀行業</b>
	中央銀行
	普通銀行
	郵便貯金銀行
	信託銀行
	その他の銀行
	<b>協同組織金融業</b>
	信用金庫・同連合会
	信用協同組合・同連合会
	商工組合中央金庫
	労働金庫・同連合会
	農林中央金庫
	信用農業協同組合連合会
	信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会
	農業協同組合
	漁業協同組合、水産加工業協同組合
	<b>貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関</b>
	消費者向け貸金業
	事業者向け貸金業
	質屋
	クレジットカード業
割賦金融業	
政府関係金融機関	
住宅専門金融業	

対象業種一覧

業種	項目名
	証券金融業
	他に分類されない非預金信用機関
	<b>金融商品取引業、商品先物取引業</b>
	金融商品取引業（投資助言・代理業・運用業，補助的金融商品取引業を除く）
	投資助言・代理業
	投資運用業
	補助的金融商品取引業
	商品先物取引業
	商品投資顧問業
	その他の商品先物取引業，商品投資顧問業
	<b>補助的金融業等</b>
	短資業
	手形交換所
	両替業
	信用保証機関
	信用保証再保険機関
	預・貯金等保険機関
	金融商品取引所
	商品取引所
	その他の補助的金融業，金融附帯業
	運用型信託業
管理型信託業	
金融商品仲介業	
信託契約代理業	
その他の金融代理業	
<b>保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）</b>	
生命保険業（郵便保険業，生命保険再保険業を除く）	
郵便保険業	
生命保険再保険業	
その他の生命保険業	
損害保険業（損害保険再保険業を除く）	
損害保険再保険業	
その他の損害保険業	
共済事業（各種災害補償法によるもの）	
共済事業（各種協同組合法等によるもの）	
少額短期保険業	
生命保険媒介業	
損害保険代理業	
共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業	
保険料率算出団体	
損害査定業	
その他の保険サービス業	
<b>生活関連サービス業・娯楽業</b>	<b>洗濯・理容・美容・浴場業</b>
	普通洗濯業
	洗濯物取次業
	リネンサプライ業

対象業種一覧

業種	項目名	
	理容業	
	美容業	
	一般公衆浴場業	
	その他の公衆浴場業	
	洗張・染物業	
	エステティック業	
	リラクゼーション業(手技を用いるもの)	
	ネイルサービス業	
	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	
	<b>その他の生活関連サービス業</b>	
	旅行業(旅行業者代理業を除く)	
	旅行業者代理業	
	家事サービス業(住込みのもの)	
	家事サービス業(住込みでないもの)	
	衣服裁縫修理業	
	物品預り業	
	火葬業	
	墓地管理業	
	葬儀業	
	結婚式場業	
	冠婚葬祭互助会	
	食品加工業	
	結婚相談業, 結婚式場紹介業	
	写真プリント, 現像・焼付業	
	他に分類されないその他の生活関連サービス業	
<b>娯楽業</b>		
映画館		
劇場		
興行場		
劇団		
楽団, 舞踏団		
演芸・スポーツ等興行団		
競輪場		
競馬場		
自動車・モータボートの競走場		
競輪競技団		
競馬競技団		
自動車・モータボートの競技団		
スポーツ施設提供業(別掲を除く)		
体育館		
ゴルフ場		
ゴルフ練習場		
ボウリング場		
テニス場		
バッティング・テニス練習場		
フィットネスクラブ		
公園		

対象業種一覧

業種	項目名
	遊園地（テーマパークを除く） テーマパーク ビリヤード場 囲碁・将棋所 マージャンクラブ パチンコホール ゲームセンター その他の遊戯場 ダンスホール マリーナ業 遊漁船業 芸ぎ業 カラオケボックス業 娯楽に付帯するサービス業 他に分類されない娯楽業
医療・福祉	<b>医療業</b> 一般病院 精神科病院 有床診療所 無床診療所 歯科診療所 助産所 看護業 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所 その他の療術業 歯科技工所 その他の医療に付帯するサービス業 <b>保健衛生</b> 保健所 結核健康相談施設 精神保健相談施設 母子健康相談施設 その他の健康相談施設 検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く） 検査業 消毒業 他に分類されない保健衛生 <b>社会保険・社会福祉・介護事業</b> 社会保険事業団体 福祉事務所 保育所 その他の児童福祉事業 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 通所・短期入所介護事業 訪問介護事業 認知症老人グループホーム

対象業種一覧

業種	項目名
	有料老人ホーム その他の老人福祉・介護事業 居住支援事業 その他の障害者福祉事業 更生保護事業 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業